

# 岩手大学課外活動施設規則

平成16年4月1日 制定  
令和2年10月1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第74条第2項の規定に基づき、岩手大学における課外活動施設（以下「施設」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (管理運営)

第2条 施設の管理運営責任者（以下「責任者」という。）は、教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

2 責任者の職務を助け、施設の事務を処理するために主事を置き、学生支援課長をもって充てる。

3 施設の管理運営に関する事項の審議は、岩手大学学生支援委員会が行う。

## (施設の名称及び使用の区分)

第3条 施設の名称及び使用の区分は次のとおりとする。

### 一 課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
ミーティング室	短期
共用室	短期及び長期
音楽練習室	短期及び長期
暗室	長期
放送練習室（調整室を含む。）	長期
道場	短期及び長期
器具室	長期

### 二 合宿研修施設

施設の区分	使用区分
合宿研修施設	短期
舞踏練習室	短期及び長期
研修室	短期及び長期

### 三 馬房及び馬場

施設の区分	使用区分
馬房及び馬場	短期及び長期

### 四 弓道場

施設の区分	使用区分
弓道場	短期及び長期

### 五 洗心亭

施設の区分	使用区分
洗心亭	短期及び長期

#### 六 自動車部車庫

施設の区分	使用区分
自動車部車庫	短期及び長期

#### 七 学生議会室

施設の区分	使用区分
学生議会室	短期及び長期

#### 八 運動場東側課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
共用室	短期及び長期

#### 九 野球場西側課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
共用室	短期及び長期

#### 十 上田地区学生寮課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
多目的室 1	短期
多目的室 2	短期
和室	短期

#### 十一 第二課外活動共用施設

施設の区分	使用区分
サークル共用室 1	短期及び長期
サークル共用室 2	短期及び長期
サークル共用室 3	短期及び長期
サークル共用室 4	短期及び長期
音楽練習室 1	短期及び長期
音楽練習室 2	短期及び長期
器具倉庫	短期及び長期
共用倉庫	短期及び長期

2 施設の使用区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 短期使用短期間（1週間以内）の不定期的な使用
- 二 長期使用長期間（1週間を超え1年以内）にわたる定期的な使用

（使用者の範囲）

第4条 施設を使用できる者は、本学が公認した学生団体その他責任者が特に適当と認めた者とする。

（使用の時間）

第5条 施設を使用できる時間は、9時から21時までとする。

（休業日）

第6条 施設の休業日は、12月28日から翌年1月4日まで及び全学一斉休業日とする。

（使用日時の変更）

第7条 前2条の規定にかかわらず、責任者が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長・

短縮及び休業日の使用を許可し、又は、別に休業日を設けることができる。

#### (使用の手続)

第8条 第3条第2項第1号の使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用開始予定日の3日前までに使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。

2 前項の許可期間が満了した後、引き続き施設を使用しようとするときは、改めて前項の手続きにより、許可を得なければならない。

3 第3条第2項第2号の使用を希望する者は、使用責任者を定め、毎年4月末日までに使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。

4 前条による使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用開始予定日の3日前までに、使用願を提出し、責任者の許可を得なければならない。

5 責任者は、使用許可を行うに当たり、必要と認めたときは、使用日時を変更させる等の調整を行うものとする。

#### (使用の変更及び中止)

第9条 使用責任者は、使用許可を得た後、許可の内容を変更しようとするときは、事前に責任者の許可を得なければならない。

2 使用責任者は、使用許可を得た後、施設の使用を中止するときは、速やかに責任者に届け出なければならない。

#### (遵守事項)

第10条 施設を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を受けた目的以外に使用しないこと。又は転貸をしないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 設備・備品等無断で改造、廃棄、新設、移動又は転貸をしないこと。
- 四 設備・備品等に異常を認めた場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。
- 五 火気の取扱いには、細心の注意を払い、火災予防に万全を期すこと。
- 六 その他使用に際しては、学生支援課担当者の指示に従うこと。

#### (使用許可の取消)

第11条 責任者は、施設の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用願に虚偽の記載があつたとき。
- 二 前条に定める遵守事項並びに別に定める使用心得に違反したとき。
- 三 その他使用させることが適当でないと認められたとき。

#### (損害賠償)

第12条 施設を使用する者は、故意又は過失により施設若しくは設備・備品等を損傷し、又は滅失したときは、その賠償の責を負うものとする。

#### (鍵の管理)

第13条 施設の鍵の管理は、学生支援課において行うものとする。

2 施設を使用する者は、使用の都度、学生支援課から鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成17年7月22日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

2・3 (省略)

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成19年8月2日から施行し、平成19年7月9日から適用する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年11月11日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。